

研究課程の手引き

1. 研究課程の目的

研究課程は、公衆衛生の現場での諸問題について、多面的な問題へのアプローチを熟知した上で、最適手法を自ら探索、開発して問題解決に導くことができるなど、高度な実践研究能力を有する者の養成を目的とする。実践的な研究の遂行が位置づけられており、特別研究を実施し、研究打ち合わせを経た研究発表に加え、研究論文の投稿、査読への対応などを通じて学術雑誌に掲載される論文の完成を目標とする。

＊特別研究とは、研究課程の科目として実施する研究をいう。

2. 研究課程に係る単位構成

研究課程は、各年次における中間発表、抄録のある学会発表、研究会議、研究論文の作成、投稿及び、最終的な研究論文発表会の口演と審査に合格することによる計30単位以上の取得を修了の条件とする。

中間発表	1回3単位（修業期間中に9単位必須）
抄録のある学会発表（筆頭）※1	1回3単位（修業期間中に3単位必須）
研究会議（遠隔含む）※2	1回1単位（修業期間中の毎年度3単位必須。 1年度につき10単位を上限とする。ただし、開催回数を制限するものではない。）
研究論文審査※3	9単位（必須）
<u>計30単位以上（中間9＋学会発表3＋研究会議3×3＋主論文9）</u>	

※1 抄録のある学会発表

抄録が配布される学会発表のこと。

※2 研究会議

対面による打ち合わせ（発表のある研究班会議、Web会議等による打ち合わせを含む。）

日付、時間、内容、出席者等について、特別研究進行状況報告書に実績を記載すること。

（原則としてメール連絡のみの場合は研究会議に含みませんが、事情によりWeb会議が難しい場合やメールにより十分な進捗がみられる場合は進行状況報告書の記載により判断します。）

※3 研究論文審査

査読付き学術雑誌に掲載された論文の別刷、または、査読中の論文と関連書類の提出、研究論文発表会の抄録の提出及び、口演により審査を行う。

3. 研究課題の設定

研究課題は、共同研究テーマ（本院研究者が提案）、あるいは応募者が希望し指導教官・研究課程委員会が承認したものに沿うものとする。研究課題は学術論文として通用する独創性を有するものとするが、公衆衛生上の重要な意義がある場合はこの限りではない。

4. 研究論文提出の要件

研究論文は、論文掲載に当たって審査のある、研究課題に関連する学術雑誌に、原則として筆頭著者として投稿し、出版、受理あるいは修正中であることが必要である。

5. 日 程

	1 年次	2 年次他	修了予定年次
3月中旬から4月中旬	入学願書受付		
5月中旬	選抜試験* (面接)		
6月中旬	入学式*		
7月中旬			研究論文中間発表会* (※切は7月上旬)
7月末	実施計画概要書提出	実施計画書提出	
9月中旬	研究論文中間発表会* (※切は9月上旬)	研究論文中間発表会* (※切は9月上旬)	
	研究会議 (遠隔含む) 年間3回必須	研究会議 (遠隔含む) 年間3回必須	研究会議 (遠隔含む) 年間3回必須
1月中旬	研究進行状況報告書提出	研究進行状況報告書提出	抄録及び論文・関連書類 提出
2月初旬			研究論文発表会*
2月中旬			研究論文審査会
2月下旬			修正時の論文※切
			保健医療科学用要旨の提出
3月上旬			修了式*

*のついた項目は原則として当院会場において実施予定ですが、状況によりオンラインとなる可能性があります。

進行状況報告書及び研究論文の提出期限を厳守すること。

研究課程の修業年限は3年、在籍年限は5年（病気他の理由で院長が認めた場合は、3年間まで休学することが可能）

6. 研究実施の留意事項

- (1) 調査・研究は、指導教官とよく相談して進めること。なお、院外で調査・研究を行っている場合は、随時指導教官に研究の進捗状況を報告すること。
- (2) 当院では研究の基本的な倫理について、毎年オンライン倫理研修（eAPRIN）の受講を義務づけている。詳細は研究倫理説明会で説明する。
- (3) 研究の内容によっては、国立保健医療科学院研究倫理審査委員会による倫理審査を受ける必要がある。具体的には「研究倫理審査委員会運営要領」（科学院のwebsiteに掲載）の基準に従うが、ヒトを対象とする調査研究を行う場合は申請が必要である。指導教官を通じて、申請すること。

7. 研究論文中間発表会

- (1) 研究論文中間発表会（以下、中間発表会）のプログラムは課題の類似性等を考慮して、研究課程委員会で決定する。

- (2) 中間発表会は、抄録（A4 2枚）と、パワーポイントを用いて発表を行う。発表時には指導教官が出席し、発表・質疑応答の後に意見を述べる。
- (3) 発表時に指摘または討議された点は、指導教官と充分討議し、以後の調査・研究に役立てること。

8. 特別研究の発表、論文投稿について

特別研究の内容を学会で発表、あるいは雑誌へ投稿する場合の肩書きは「国立保健医療科学院研究課程」と明示すること。（但し、有職者の場合は本人が所属する所属名で可。）また、投稿前に、投稿先の精査や論文類似度チェックについて、指導教官と調整すること。（詳細は別途）

9. 審査

- (1) 研究論文の審査及び試験は、論文審査小委員会を設置して行う。研究論文発表会には同小委員会委員も出席し、プレゼンテーション能力、質疑への対応なども評価するので、十分に準備すること。
- (2) 論文審査で一旦不合格となった場合、提出年度には再審査は行われず、次年度以降、在学年限以内であれば再提出できるので、指導教官と相談して決定すること。再提出する場合は指導教官から、課程責任者にその旨申し出ること。
- (3) 研究論文が既に学術雑誌に掲載されている場合はその掲載論文の別刷を、あるいは既に受理されている場合には、受理された論文原稿のコピー及び受理されたことを示す手紙などを提出すること。
研究論文が学術雑誌に掲載され、査読を受け修正中の場合は、投稿原稿及び査読者のコメント等を提出する。ただし、明らかにリジェクトとされたものとみなされる場合は、認められない。
- (4) 研究論文の内容が印刷前の場合は、掲載学術雑誌の書式に準じ、論文審査小委員会の審査に資する体裁で提出する。抄録の作成要領は別に定める。関連する発表論文、報告書等がある場合は、添付することが望ましい。
- (5) 研究論文、関連書類の提出期限は1月中旬の指定する日までとし、研修・業務課へ電子媒体を提出すること。

10. 指導教官の交代

やむを得ない事情（急な転職、離職や病気等）のある場合を除いて指導教官の交代は原則として行わない。指導教官を交代する必要がある場合には、課程責任者もしくは副責任者に相談すること。なお、指導教官は、研究課程委員会で検討の上、追加することができる。

11. 研究実施に伴う費用、謝金の取り扱い

研究実施に伴う費用や謝金の利用については、指導教官と相談すること。

12. その他

査読付き学術雑誌への投稿は、事前準備、書式調整、校閲、類似度チェック、査読、修正等に時間がかかることを考慮し、充分時間に余裕を持って行うこと。